

倫理に関する規程

第1条（総則）

この規程は、特定非営利活動法人D×P（以下「D×P」という）の行動基準を定める。

第2条（目的）

D×Pが目指すのは、ひとりひとりの若者が自分の未来に希望を持てる社会をつくることである。

第3条（職員の責務）

D×Pの役員ならびに従業員は、この規程の目的を実現することが自らの役割であることを認識し、若者と社会をつなげていく働きかけを徹底して行う。

第4条（行動の原則）

D×Pの役員ならびに従業員は、以下に述べる4つの姿勢を持ち、法令を遵守するとともに社会的な良識を持って行動する。

- 1) 否定せず関わる
- 2) ひとりひとりと向き合い、学ぶ
- 3) オーナーシップを持つ
- 4) 翻訳者になる

2. D×Pの役員ならびに従業員は、会社の業務および受益者や職員の身上に関し、その職務上知り得た事項について、在任中はもちろん退任後といえども、みだりに公表しない。

第5条（寄付者、受益者への対応）

D×Pは、寄付者と支援する受益者の信頼を得るために誠実に行動する。

2. 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない。

第6条（反社会勢力との関係）

D×Pは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たない。

第7条（情報開示と説明責任）

D×Pは、経営全般にわたり、社会が必要としている情報の適時・適切な開示を行う。

また、当規程およびコンプライアンス規程に違反する行為があった場合においての説明責任を果たす。

第8条（基本的人権の尊重）

D×Pは、事業に係る全てのステークホルダーの基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・心身障害、年齢、性別、配偶者の有無などによる差別は一切行わない。

第9条（職場環境）

D×Pは、従業員に対して健全で働きやすい職場環境をつくるものとする。

附 則

（施行日）

本規程は、平成31年1月27日から施行する。

（改訂日）

令和4年10月1日、本規定を改定し施行する。